

第三期石狩市国民健康保険 特定健康診査等実施計画 (平成 30~35 年度)

概要版(案)

I 第三期特定健康診査等実施計画の策定にあたって

1 計画の趣旨

平成 20 年度から「高齢者の医療の確保に関する法律」(以下「法」という。)に基づき、生活習慣病の発症や重症化を予防するため、医療保険者にメタボリックシンドロームに着目した特定健康診査及び特定保健指導の実施が義務づけられ、実施にあたっては、法第 19 条により特定健康診査等実施計画を策定し実施するものとされました。

これまで、平成 20 年 3 月に第一期計画(平成 20~24 年度)、平成 25 年 4 月に第二期計画(平成 25~29 年度)を策定し実施してまいりましたが、今回、第二期計画期間が終了すること、また、次期計画に向け法改正がなされたことから、第二期までの実施結果を踏まえ、第三期実施計画として策定するものです。

2 計画の期間

平成 30~35 年度(6年間)

II 第二期計画の目標値と実績

1 計画の目標値と実績

第二期計画期間において実施率向上に向け様々な取組みを行ったところですが、特定健康診査受診率は、計画目標を大きく下回りました。

また、特定保健指導率は、計画目標を上回った年度があったものの、計画目標を下回った年度が多い状況となっています。

区 分		25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
特定健康診査	目標	20%	30%	40%	50%	60%
	実績	20.2%	23.1%	24.8%	24.9%	—
特定保健指導	目標	30%	37%	44%	51%	60%
	実績	25.4%	39.1%	42.9%	37.2%	—
メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率	目標	—	—	—	—	平成 20 年度に比べて 25%減少
	実績	8.0%	12.1%	9.3%	10.5%	—

2 実施結果

(1) 男女別・年齢階層別特定健康診査受診率

男女別の受診率では、女性に比べ男性の受診率が低く、年齢階層別では、40歳代の受診率が低くなっているほか、男性は50歳代においても低くなっています。

○男女別・年齢階層別特定健康診査受診率（平成28年度）

区分	40~44歳	45~49歳	50~54歳	55~59歳	60~64歳	65~69歳	70~74歳	全体
男性	11.0%	11.6%	10.9%	11.6%	17.5%	30.7%	30.0%	23.8%
女性	16.4%	13.3%	17.8%	17.9%	24.6%	29.7%	28.5%	26.6%

(2) 特定健康診査受診者の判定結果

生活習慣病治療者のコントロール状況では、治療中の人のうち約6割がコントロール不良となっています。また、治療をしていない人のうち約4割は受診が必要とされており、このまま放置した場合、重症化する恐れがあるため、特定保健指導以外に重症化予防対策を行う必要があります。

○生活習慣病治療者のコントロール状況と治療なしの者の判定結果（平成27年度）

健診受診者	生活習慣病 (治療中)		生活習慣病のコントロール				生活習慣病 (治療なし)	
			良		不良			
人数 A	人数 B (C+D)	割合 B/A	人数 C	割合 C/A	人数 D	割合 D/A	人数 E (F+G+H+I)	割合 E/A
2,811	1,205	42.9%	505	18.0%	700	24.9%	1,606	57.1%
生活習慣病（治療なし）								
情報提供				特定保健指導				
受診必要		受診不必要		動機づけ支援		積極的支援		
人数 F	割合 F/A	人数 G	割合 G/A	人数 H	割合 H/A	人数 I	割合 I/A	
625	22.2%	612	21.8%	289	10.3%	80	2.8%	

また、北海道国保の平均と比較した健診有所見者状況では、HbA1cの割合が低いものの血糖の割合が高いという状況となっています。

○健診有所見者状況（平成27年度）

健診受診者	摂取エネルギーの過剰										
	腹囲 (85・90以上)		BMI (25以上)		中性脂肪 (150以上)		ALT(GTP) (31以上)		HDL (40未満)		
A	B	B/A	C	C/A	D	D/A	E	E/A	F	F/A	
2,811	903	32.1%	777	27.6%	586	20.8%	435	15.5%	103	3.7%	
255,922	78,064	30.5%	72,143	28.2%	51,584	20.2%	38,232	14.9%	11,273	4.4%	
血管を傷つける										内臓脂肪症候群以外 の動脈硬化要因	臓器障害
血糖 (100以上)		HbA1c (5.6以上)		収縮期血圧 (130以上)		拡張期血圧 (85以上)		LDL (120以上)		尿たん白 (+)	
B	B/A	B	B/A	C	C/A	D	D/A	E	E/A	F	F/A
666	23.7%	1,088	38.7%	1,242	44.2%	462	16.4%	1,653	58.8%	116	4.1%
57,059	22.3%	125,124	48.9%	117,886	46.1%	48,966	19.1%	140,770	55.0%	10,422	4.1%

※上段：石狩市国保・下段：北海道国保平均

Ⅲ 第三期計画の目標

1 目標値

国が示した市町村国保全体の目標は、特定健康診査・特定保健指導ともに平成 35 年度時点で 60%となっていますが、第二期計画期間中の実績などを踏まえ、以下のように設定しました。

なお、メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率については、目標値として設定せず、特定保健指導の効果の検証等のための指標として活用していくこととします。

○目標値

区 分	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度	35 年度
特定健康診査の受診率	26%	28%	30%	32%	34%	35%
特定保健指導の実施率	40%	42%	44%	46%	48%	50%

2 対象者数の見込み

平成 30 年度から 35 年度までの特定健康診査及び特定保健指導の実施予定者については、第二期計画期間の被保険者数の推移、特定保健指導対象者の実績値等をもとに、以下のとおり推計しています。

○対象者数の見込み

区 分		30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度	35 年度
特定健康診査	対象者数(人)	11,020	10,446	9,983	9,508	8,845	8,069
	受診者数(人)	2,865	2,925	2,995	3,043	3,007	2,824
特定保健指導	対象者数(人)	381	389	398	405	400	376
	実施者数(人)	152	163	175	186	192	188

IV 特定健康診査等の実施方法

1 特定健康診査

(1) 対象者

石狩市国民健康保険被保険者のうち、実施年度中に40歳から75歳になる方（75歳になる方は誕生日の前日まで）を対象に実施します。

(2) 健診項目

ア 基本的な健診項目・追加項目【すべての対象者に実施】

区 分	項 目
基本的な健診項目	<ul style="list-style-type: none"> ・既往歴の調査（服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査（問診票）を含む） ・自覚症状及び他覚症状の有無の検査（理学的検査（身体診察）） ・身体計測（身長、体重、腹囲、BMI） ・血圧測定 ・肝機能検査（GOT、GPT、γ-GTP） ・血中脂質検査（中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール） ・血糖検査（空腹時血糖、HbA1c） ・尿検査（尿糖、蛋白）
追加項目 （市独自）	<ul style="list-style-type: none"> ・心電図検査 ・腎機能検査（血清クレアチニン、尿酸）

イ 詳細な健診項目【医師の判断により受診しなければならないとされた場合に実施】

区 分	項 目
詳細な健診項目	<ul style="list-style-type: none"> ・貧血検査（ヘマトクリット値・血色素量・赤血球数） ・眼底検査 ・心電図検査 ・血清クレアチニン検査

} ※本市は、追加項目としてすべての対象者に実施します。

(3) 受診方法

毎年度5月中旬、対象者全員に特定健康診査受診券を送付します。

- ・受診の際には、受診券のほか国民健康保険被保険者証が必要となります。
- ・年度途中で資格を喪失された場合、その時点で受診券は無効となります。
- ・年度途中で新たに加入された場合、翌月下旬に受診券を発行します。
- ・受診の申込みは、集団検診にあっては事前に市への予約が必要となります。また、個別健診については、ご希望の医療機関に直接申込み願います。

(4) 実施機関、実施場所及び実施期間

ア 集団検診・・・市外の指定医療機関にて、総合保健福祉センター（りんくる）等で実施し、受診券交付日から翌年3月末まで受診できます。

また、指定医療機関へのバス送迎により受診できる検診も実施します。

イ 個別検診・・・市内の指定医療機関にて、受診券交付日から翌年3月末まで受診できません。

(5) 受診者負担

ア 市民税非課税世帯の方・・・受診者負担なし

イ 市民税課税世帯の方・・・特定健康診査1件あたり委託料の1割相当額【29年度：600円】

2 特定保健指導

(1) 対象者

特定健康診査の結果から内臓脂肪蓄積の程度とリスク要因の数に着目し、リスクの高さや年齢に応じ、レベル別に保健指導を行うための対象者の選定を行い（階層化）、動機付け支援と積極的支援になった方を対象とします。

(2) 実施内容

- ア 情報提供・・・受診者全員に、健康の保持増進に役立つ情報を受診結果と併せて提供します。
- イ 動機付け支援・・・原則1回の面接による支援を行い、対象者自らが生活習慣改善のための行動計画を設定し、3ヶ月経過後に実績評価を行います。
- ウ 積極的支援・・・初回の面接により対象者自らが生活習慣改善のための行動計画を設定、その後3ヶ月以上の継続的な支援を行い、支援終了後に実績評価を行います。

(3) 実施者

本市において実施します。

(4) 実施時期

通年実施とします。

3 周知及び案内

市の「広報誌」、「ホームページ」及び「国保だより」などへの掲載により周知するとともに、特定健康診査の受診対象者全員に受診券の送付に併せて周知します。

V 特定健康診査等充実のためのアクションプラン

第二期計画で取り組んできた特定健康診査・特定保健指導の環境づくりや受診率向上、特定保健指導の充実について引き続き実施するとともに、新たな取り組みについても検討し実施します。

1 受診しやすい環境づくりの推進

(1) がん検診との同時実施の推進

特定健康診査と各種がん検診のさらなる利便性を図り、受診しやすい環境の整備に努めます。

(2) 自己負担額の見直しの検討

健診項目の見直しや自己負担額のあり方について検討します。

2 受診率を向上させる取り組み

(1) 未受診者への受診勧奨

受診率は、若年層が低く、年代があがるにつれて高くなっていることから、特に若年層の受診勧奨を強化します。

(2) 情報提供事業の利用啓発

検査・検診結果の提供について、さらなる周知を行い受診率の向上に努めます。

(3) 地域連携

一般社団法人石狩医師会との連携強化に努め協働により周知などを図っていくことのほか、各種団体との連携を検討し、受診勧奨や受診環境の整備を図ります。

(4) 保険者へのインセンティブの提供

受診率の向上のため、特定健康診査やがん検診を受診している方に対しポイントを付与し、ポイント数に応じて特典を設けるなどの取り組みについて検討します。

3 特定保健指導を充実させる取り組み

(1) 特定保健指導の周知

特定保健指導の円滑な実施のため、案内発送時に健康等に関するコラムなどを掲載し、対象者の利用意欲を喚起して利用勧奨を実施します。

(2) 指導者のスキル向上

積極的に研修会などに参加し、指導者のスキル向上を図り体制の充実を図ります。

(3) 指導日時の検討

就労している対象者の利便性を考慮し、土日や夜間の特定保健指導の実施について検討します。

(4) 保険者へのインセンティブの提供

特定保健指導により支援を受けた方に対しポイントを付与し、ポイント数に応じて特典を設けるなどの取り組みについて検討します。

(5) 外部委託の検討

特定保健指導実施率の向上のため、特定健康診査受診と同時に特定保健指導を行えるよう、外部委託について検討します。

VI 個人情報保護

「個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び同法に基づくガイドライン等並びに「石狩市個人情報保護条例（平成 10 年条例第 29 号）」を遵守し取扱います。

また、特定健康診査・特定保健指導の実施やデータ分析等を外部に委託する際には、個人情報の厳重な管理や目的外使用の禁止等を契約書に定めるとともに、委託先の契約遵守状況を管理します。

VII 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

1 特定健康診査等実施計画の評価

毎年その実績及び取り組み状況について「石狩市国民健康保険運営協議会」に報告するとともに、実施体制、周知方法、保健指導方法等について評価を行い、効率的な事業運営が行えるよう努めます。

2 特定健康診査等実施計画の見直し

本計画をより実効性の高いものとするためには、計画内容を実態に即した効果的なものに見直す必要があることから、必要に応じて随時見直しを行っていきます。